

職員宿舎利用のしおり

国立大学法人愛媛大学

はじめに

このパンフレットは、職員宿舎をご利用いただく上での使用上の注意、宿舎の修繕及び模様替え、退去時の注意等について、利用者の皆様と大学とがお互いに守るべき必要事項を取りまとめたものです。ご一読いただきまして、宿舎での生活にご利用いただきますとともに、今後とも宿舎のより良い運営及び維持管理にご協力をお願いいたします。

○宿舎料について

宿舎料は、国家公務員宿舎法及び関連法令等の算定方法を準用し、建物の構造・経過年数・所在地等を考慮し、大学が決定します。
料金の改正がある場合は事前に通知します。

○入居者選定方法

所属する学部等事務担当者を経由して宿舎貸与申請書を財務部財務企画課資産管理チーム（重信宿舎と横河原宿舎については、医学部施設課総務チーム）へ提出して下さい。ただし、4月・10月の入居については宿舎入居申込書を提出して下さい。愛媛大学宿舎入居者選定要項に基づいて入居者の選定を行います。

○使用上の注意

貸与された宿舎は、いわゆる「善良な管理者の注意」をもって使用して下さい。宿舎の居住者として宿舎使用上の義務やルールを守ることはもちろんですが、衛生面・安全面で常に良好な状態を保つよう注意して使用して下さい。



(禁止していること)

宿舎は、あなたとご家族が生活の本拠として使用するものですから、次のような行為は、宿舎設置の本来の趣旨に反しますので禁止させていただきます。

- (1) 連絡場所や単なる研究室または倉庫等として使うこと。
- (2) 第三者に又貸しをすること。
- (3) 営利行為を営みまたはその場所に提供すること。
- (4) 生計を一にする親族以外の者を本学の承認を得ないで同居させること。
- (5) 鉄筋造及びブロック造の宿舎で、犬、猫、鶏その他ペット等を飼育すること。
- (6) 本学の許可無く自動車を保管すること。

(明渡しについて)

なお、次のいずれかに該当した場合は、宿舎の明け渡し〔宿舎明渡届〕をお願いします。

- (1) 退職または死亡したとき。
- (2) 転任、配置換等の異動事由により宿舎に居住する資格を失い又はその必要のなくなったとき。(ただし、相当の事由があつて貸与承認者(学長)の承認を受けた場合は、6か月の範囲内において引き続き当該宿舎を使用することができます。やむを得ない理由があり、さらに貸与の延長を希望される事態が生じた場合は、財務部財務企画課資産管理チームへ相談して下さい。)
- (3) 大学において当該宿舎を廃止する必要が生じ、その明渡しを請求されたとき。
- (4) 宿舎の使用上の義務及びルールを守らず、又は管理者である大学の指示に従わないため退去を命じられたとき。

(その他)

- (1) 宿舎の鍵は入居時に2本お渡しします。紛失した場合は錠前を取り替えていただくこととなりますので保管及び取扱いには十分気をつけて下さい。お渡しした鍵のスペアキーを作成した場合は、退去時に必ず併せて返却するか責任をもって処分して下さい。



- (2) 万が一火事が発生した場合は、バルコニーの仕切板を蹴破って隣へ避難するようになっていますので、バルコニー（北吉井宿舎は非常用ベランダ）は常に整頓し、避難路を確保しておいて下さい。
- (3) 宿舎は財産保険（火災を含む）に加入していますが、入居者の方の家財に関しては対象外です。火元には十分注意して下さい。
- (4) 長期間（1か月以上）留守にする場合は、宿舎代表の方に事前に連絡した上で、及び所属する学部等事務担当者または財務部財務企画課資産管理チーム（重信宿舎と横河原宿舎については、医学部施設課総務チーム）に宿舎長期不在届を提出して下さい。

○宿舎の修繕について

修繕費は、大学が負担する場合と入居者に負担していただく場合があります。

- (1) 大学が負担する場合の修繕内容—地震、台風等の天災で生じた損傷、経年劣化による損傷。（人命にかかわるもの、日常生活に特に支障をきたすもの、建物に危害をあたえるもの等（軽微なものは除きます。））
- (2) 居住者に負担していただく場合の修繕内容—上記(1)の場合を除き、生活するうえで発生した損傷・汚損等。（下記のとおり）

居室部分

（建具・畳等について）

- ・障子及び襖の補修及び張替え。
- ・網戸の補修及び張替え。
- ・硝子の入替え及びパテの詰替え
- ・把手、引手、錠、鍵、蝶番、戸車、及びその他建具付属器具類の補修及び取替え。
- ・畳表の裏返し及び取替え。（原則一部屋単位）
- ・壁の塗替え及びクロス等の張替え。（原則一面単位）

（電気設備について）

- ・ブザー及びチャイムの補修及び取替え並びにインターホンの補修。
- ・各種スイッチ、プレート、コンセントの補修・取替え。
- ・照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替え。
- ・換気扇（ダクトのあるものは除く。）、部品等の補修及び取替え。

（給水設備について）

- ・水道蛇口の補修及び取替え。
- ・水道管の保温巻の補修・取替え。（ただし、地下埋設部分（躯体埋込部分を含む。以下同じ。）を除く。）
- ・水道管の凍結による漏水の補修。（ただし、地下埋設部分を除く。）

（排水設備について）

- ・流し台のワントラップ、部品等の補修及び排水目皿の取替え。
- ・排水管、排水トラップ及び溜柵等の清掃。
- ・溜柵蓋の補修・取替え。

（衛生設備について）

- ・洗面器、手洗器、洗濯機パン（設置枠）及びS・Pトラップの補修並びに栓、部品等の取替え。
- ・便器の便座、便蓋及び蝶番の補修・取替え
- ・フラッシュバルブ及びタンクの部品等の補修及び取替え。（ただしタンク内部の部品一式の取替は除く。）
- ・便所内部品（ペーパーホルダー、タオル掛等）の取替え。

（ガス設備について）



- ・ コックの補修・取替え。

(浴槽等について)

- ・ 浴槽の附属品の補修及び部品等の取替え。
- ・ 風呂釜及び給湯器(附属品を含む。)の補修及び部品等の取替え。
- ・ 浴槽の蓋、その他浴室内の備品の補修及び部品等の取替え。

(その他)

- ・ 台所設備(流し、吊り戸棚、水切棚、コンロ台等)の補修。
- ・ 化粧箱及び化粧鏡の補修
- ・ 下駄箱の戸及び蝶番、把手、棚板の補修及び取替え。
- ・ 手拭かけ、カーテンレール、棚板、帽子掛、名札掛、郵便受、牛乳受の補修及び取替え。

共用部分

・ 自転車置場、共同物置、共同給排水設備及び共同電気設備の居室部分に準ずる補修及び取替え

- ・ 階段ノンスリップの補修及び取替え。
- ・ 集合郵便受、掲示板及び案内板の補修。
- ・ 共聴アンテナ及び配線、部品等の補修及び取替え。
- ・ 花壇等の補修。
- ・ 張芝、樹木等植栽の維持管理。(大学が樹木を伐採等する場合は除く。)
- ・ 井戸ポンプのパッキング及び弁等の補修及び取替え。

※取替えの場合は、原則として同等品以上のものにして下さい。

※修繕方法

不具合の詳細を資産管理チーム(重信宿舎と横河原宿舎については、医学部施設課総務チーム)へ連絡して下さい。修理業者の見積額、修理日、支払い方法をお知らせします。緊急で直接業者へ依頼した場合は、経緯及び結果を必ず資産管理チーム(重信宿舎と横河原宿舎については、医学部施設課総務チーム)へ連絡して下さい。(但し、居住者の負担による軽微なものは除きます。)

○宿舎の模様替について

居室を模様替する場合は、事前に許可〔宿舎模様替等申請書〕を受けて下さい。

許可が必要な場合(退去後は現状維持)

- ・ エアコン等の配管用にコンクリート壁に穴を開ける(コア抜きする)
(退去時は蓋をする)
- ・ エアコン用等でブレーカーを増設する。
- ・ 陶製タイルを貼り付け又は貼り替える。
- ・ ベランダ等に個別にインターネット用の光ケーブルを引き込む。

許可が不要な場合(退去時は原状回復)

- ・ 窓ガラスを切り取り又ははずして換気扇煙突を取り付ける。
- ・ アンテナコードをステーブルでかもし上面、柱側面に止める。
- ・ 押入に棚を取り付ける。
- ・ 電球を蛍光灯に取り替える。
- ・ タオル掛けを増設する。



(禁止されている模様替)

- ・ 障子の紙をはがしてビニール網を張る。
- ・ 室内に棚(三角棚、棚受)を取り付ける。
- ・ 台所に吊棚を増設(かもし等に釘を打ち付け取付)する。
- ・ バルコニーに物置を作る。

○宿舎の退去について

宿舎を退去する場合は、自己点検を行い、補修が必要な場合は補修(原状回復)をお願いします。この時ご自身で設置された設備(ルームクーラー、ガス湯沸器

等)についても撤去して下さい。

また、退去予定日の5日前までに、学部等事務担当者を通じ資産管理チーム(重信宿舎と横河原宿舎については、医学部施設課総務チーム)に退去点検を求めて下さい。

○宿舎退去時の点検について

宿舎を退去する時は、下記の箇所を資産管理チーム(重信宿舎と横河原宿舎については、医学部施設課総務チーム)が立会のうえ点検します。

修繕の必要なところは業者に依頼し、費用は大学が負担する場合を除いて居住者の負担となります。

点 検 箇 所	事 項
壁 床 (台所)	インク等のしみ、器物によるキズ、焦げ跡、落書、手型、手あか、油煙の汚れ、額跡の変色、タイルの部分的はがれ、キズ、汚損、不注意による漏水の汚れ、誤った手入れによる汚れ(水滴、湿気、ひやけ等で不可抗力による汚損、さび、破損、亀裂、はがれ、腐食等の著しいものを除く。)
畳	こげ、切り傷、器物によるすり傷、入居者の不注意による漏水、油、水等のための汚れ、腐食
ふすま、障子	枠、棧、骨、金具のねじれ及び汚破損、紙の汚破損、その組の色柄の合わないもの
その他の建具 (金具を含む)	切り傷、かき傷、インキ等のしみ、器物による塗装はがれ傷、落書き、滅失、破損、鍵の破損、錠の滅失、破損(自然発生の箱錠破損を除く) 把手、引手、ドアチェック、蝶番、戸車、のぞき窓、牛乳受、郵便受等の破損及び滅失、ガラスの破損・汚損、パテ、気密材のはがれ、滅失、(虫害による損傷汚損、浴室建具の腐れ、錆等で不可抗力による著しいものを除く)
給排水設備	洗面器(栓、くさり共)、手洗器、便器(便座、金具共)、蛇口、排水トラップ(自然損耗による本体取替を除く)、目皿(わん共)の破損、亀裂、滅失、フラッシュバルブ、タンクの破損、操作不能、亀裂(自然損耗による本体取替を除く)、パッキンの摩耗
電気設備	電球、吊金具、笠、スイッチ、プレート、コンセント、ソケット、ヒューズ、コード、ブザー、押しボタン換気(扇)用シャッター及びくさりの破損(滅失、球切、汚損)

風 呂	浴槽の水漏れ・たが弛み、水抜栓、蓋、すのこの破損（滅失）、タイルの部分的はがれ、亀裂釜の水漏れ（破損）、排気筒、バーナー、防風カバー、フード、コック、のぞき窓ガラス、点検鏡、火口管、吸気孔の滅失、部品滅失（破損）
そ の 他	戸棚、水切棚、とりつけ扉、鏡等の破損、流しの水漏れ・汚損、棚板・引出しの破損（滅失）、カーテンレール、ペーパーホルダー、タオルかけ等の破損（滅失）、柱、杵、物干、かもい、敷居その他の造作の切傷、器物による傷、落書、著しい釘孔（入居者に責のない水漏れによる腐れ、錆、虫害、鼠害で著しいものを除く）

※居住者の忘失等により点検時に報告のなかった損傷や不良箇所があった場合は、退去後においても補修をお願いすることがありますので留意して下さい。

※退去の際は、宿舎の内外を十分に清掃、整理（不用品の処分等）し、所定の手続（電気、ガス会社等への契約取り消し）をすませた後、鍵を学部等事務担当者又は資産管理チーム（重信宿舎と横河原宿舎については、医学部施設課総務チーム）へ返却して下さい。

○共益費

宿舎には各自治会があり、共益費（宿舎管理、浄化槽清掃、共同灯・階段灯等の電気料、共用水栓等の水道料など）を徴収しています。金額は各自治会で決定し、入居者の皆さんの当番制等により、共益費の徴収及び管理運営をしています。ご協力の程よろしく申し上げます。

職員宿舎に関してのご意見ご相談は、下記まで連絡して下さい



（宿舎の申し込み・宿舍料・修繕および退去等に関すること）

財務部財務企画課資産管理チーム TEL 089-927-9066

（重信、横河原宿舎に関すること）

医学部施設課総務チーム TEL 089-960-5161